

2020 年 3 月 19 日

JWEBOFFICE【外為版】ご契約者さま 各位

株式会社 常陽銀行

「JWEBOFFICE【外為版】利用規定」および「外国送金取引規定」の改定について

1. JWEBOFFICE【外為版】利用規定の改定（改定日：2020 年 4 月 1 日）

JWEBOFFICE【外為版】利用規定の条項を改定し、外国送金における送金手数料等の支払口座
および輸入信用状開設に伴う信用状発行手数料等の支払口座を下表の通り変更いたします。併せて、
利用資格者、当行からの解約等にかかる条項も改定いたします。改定後の利用規定および新旧対照表
は当行ホームページ（JWEBOFFICE 外為版）に掲載しておりますのでご確認ください。なお、月間基本
料の支払口座は代表口座のまま変更ございません。

種類	（変更前）	（変更後）
送金手数料等（注 1） 【外国送金受付サービス】	代表口座	送金代り金が円貨の場合： <u>外国送金の代り金決済口座</u> 送金代り金が外貨の場合：代表口座（変更なし）
信用状発行手数料等（注 2） 【輸入信用状開設・変更受付サービス】	代表口座	お客さまとの間で別途取り決めた指定口座（注 3）

（注 1）送金に伴い発生する送金手数料、内容変更手数料、組戻手数料等

（注 2）輸入信用状開設に伴い発生する信用状発行手数料、保証料、条件変更手数料等

（注 3）改定前の利用規定では、信用状発行手数料等は代表口座からお支払いいただくこととしておりましたが、実際には、
現状においても、輸入信用状取引にあたり別途差し入れていただいております「預金口座振替による外国為替取引
関係支払依頼書」に基づきお支払いいただいております（本件利用規定変更による影響はございません）。

2. 外国送金取引規定の改定（改定日：2020 年 4 月 1 日）

2020 年 4 月 1 日に改正債権法が施行されることに伴い、外国送金取引規定に「規定の変更」に関
する条項を追加いたします。改定後の取引規定および追加条項は当行ホームページ（JWEBOFFICE
外為版）に掲載しておりますのでご確認ください。

以上